理事者室から

副会長の仕事
―理事者会って?―

副会長　氏原 隆弘（53 期）

主な担当業務：業務改革、広報、国際、夏期合研、市民会議、子どもの人権、公設事務所、紛争解決センター、情報システム、業務妨害、活動領域、照会請求、弁護士法人、健保組合、国民年金、日弁連法務研究財団 等



皆様、こんにちは。この場をお借りして、普段は少し見えにくい副会長の仕事のうち、会務の舵取りを担う「理事者会」についてご紹介します。

1　理事者会の位置づけ

当会では、会務の執行は会長及び副会長の合議によるとされており（会則43条）、この合議の場が「理事者会」です（会長・副会長を「理事者」と言うのですが、その由来はよく分かりません）。

理事者会は週2回程度、朝9時30分から開催されます。朝が弱い私も遅刻しないよう気を張り、今年はずいぶん早起きになりました。

ここまでの半年間で理事者会では400を超える議題を検討・協議してきました。それでも議題は尽きず、次々と現れます。ここに、東弁の活動力の底知れなさを感じます。

2　メンバー構成と運営

理事者会は、会長・副会長のほか、監事、事務局長及び次長、嘱託の弁護士が同席して開催されています。

各副会長には担当業務があり、理事者会でもこれが基本となります。所要時間は概ね2時間から2時間30分ほどで、副会長1人あたり20分から30分程度。担当副会長が議題を説明し、質疑を経てテンポよく進みます。司会進行も、今年度は副会長が持ち回りで担当しています。

3　議題―幅広く、何でも扱う重要事項

理事者会で扱われるのは、当会として決定しなければならない重要事項全般です。「幅広く、何でも」という言い方が最も近いかもしれません。

具体的には、常議員会や総会上程事項、細則・マニュアル改正、会館修繕、システム構築、人事委嘱や推薦、企画の開催・後援、不祥事対応、日弁連や会内からの意見照会など多岐にわたります。多くは各委員会や職員等の事前検討を経ていますが、担当副会長が資料を確認し、疑問点を指摘し、必要な資料収集や事情確認を重ねたうえで上程します。理事者会でさらに議論が深まり、継続審議となることも少なくありません。

4「会長声明」の検討

理事者会の議題のなかで、最も神経を使うのは「会長声明」ではないかと思います。

社会的影響力が大きく、一言一句の表現やトーンが会の信頼や責任に直結します。会の意見として適正か、行き過ぎた表現はないか、市民の皆様に分かりやすいかなど、多様な視点からの検討が欠かせません。会長名での発信ではありますが、副会長も毎回強い緊張感を持って議論しています。今年度はG7に向けた公開書簡など、新しい視点や国際的な文脈を取り入れた声明も発出していますので、ぜひウェブサイト等でご覧ください。

5　理事者ミーティングによる意思疎通

もっとも、理事者会が終わればすべてが片付くわけではありません。時間内に終わらなかった議題や、正式上程前に理事者内で方向性をすり合わせるべきことは山のように残ります。

そのため、合間を見つけて「理事者ミーティング」を開いています。膝詰めで意見を交わす――。こうした地道で密な意思疎通こそ、会務を円滑に進める重要なポイントだと感じています。

6　おわりに

理事者会での検討をはじめ、各種会合への出席や意見交換などを通じて、社会における弁護士会の重み、その活動範囲の広さと深さを日々実感し、忙しくも楽しく過ごしています。本当に感謝の毎日です。

今後も、会員や職員の皆様をしっかりと支える弁護士会であるために、今年度の後半戦も全力を尽くしてまいりますので、ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。